

## 製造者からの宣言

部品番号の場合: 99 0437 24 05

06/07/2024

につきましては

2006年12月18日の欧州議会および理事会の規則 (EC) No 1907/2006

の改正、理事会規則 (EEC) No.793/93および欧州委員会規則 (EC) No.1488/94の廃止、理事会指令76/769/EECおよび

REACH規則により、EUは化学品の登録、評価、認可、制限のための統一システムを構築しました。  
この規則の目的は、人の健康と環境を高レベルで保護することです。

Franz Binder GmbH & Co. Elektrische Bauelemente

KGは、前述の規制に従い、下流ユーザー（製品の生産者）として活動していることをここに確認します。

当社は、コネクタが製造されるすべての原材料および／または調剤を、調剤に含まれる物質を含むすべての物  
当社が供給する製品は、登録の対象外です。

REACH規則の第33条(1)に関して、Franz Binder GmbH & Co. Elektrische Bauelemente

KGは情報義務を遵守しています。

規則(EC) No 1907/2006

(REACH)の第59条(1,10)に基づく最新の候補リスト(認可のための懸念が非常に高い物質の候補リスト、2024年1  
<https://echa.europa.eu/de/candidate-list-table>)が公表された。

前述の記事では、最新の候補リストの中から、質量に対して0.1%以上の濃度で以下の物質が含まれています。

- CAS 96-45-7 (Imidazolidine-2-thione)
- CAS 7439-92-1 (Lead)

ご質問がある場合は、製品コンプライアンスチームまでお問い合わせください。

Product-Compliance@binder-connector.de